

個人金融資産動向：2017年第2四半期

ー現預金への滞留が続く中で流動性資金比率は更に上昇ー

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

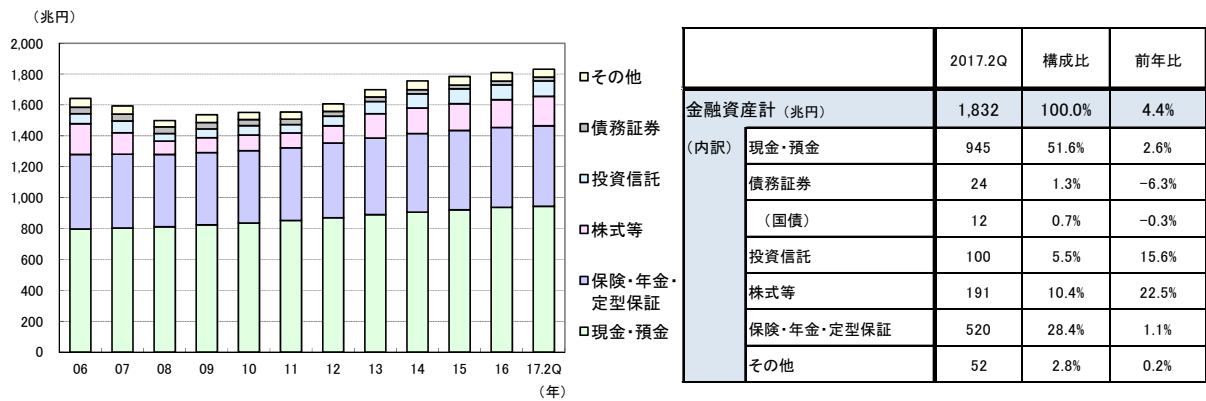
1. 日本銀行「資金循環統計」によると、2017年6月末の個人金融資産残高は1,831兆6,564億円（前期比1.3%増、前年比4.4%増）と過去最高になった。個人金融資産の51.6%を占める現金・預金が前年から2.6%増加し過去最高額となった一方で、株高が進行し保有株式や投資信託の評価額が膨らみ前年からそれぞれ22.5%、15.6%増加したことが残高全体を押し上げた。なお、投資信託の残高は初めて100兆円の大台に乗った。
2. 2017年第2四半期（4～6月期）の各金融資産への個人資金の純流入は次の通りである。第一に、現金・預金は資金純流入となった。第二に、債務証券は資金純流出となった。このうち、国債も事業債も資金純流出となった。第三に、上場株式は資金純流出となった。第四に、投資信託も資金純流出となった。第五に、保険・年金・定型保証は資金純流入となった。第六に、外貨預金も対外証券投資も資金純流入となった。
3. マイナス金利が長期化する中で、個人資金は市場に残された利回りを求めて流入先を一層多様化させている。2017年第2四半期は、個人資金にとって有利な選択肢が次第に限られる中で、資金の一部はリスクを抑えつつ利回りを確保するために、生命保険や外貨預金、対外証券投資などに向かった。株式や投資信託が個人金融資産に占める割合は2017年6月末では15.9%に上昇したが、リーマンショック前を依然として下回り、流れが加速するには至っていない。
しかし、個人資金は低い預金金利に満足しているわけではない。長期にわたり預金に固定させておきたいと考える個人資金の割合は低下しており、むしろ、動かしやすい形で待機させておきたいと考える個人資金が積み上がっている状況にある。流動性預金と現金の合計額が個人金融資産に占める割合は過去最高の26.6%となり、MRFの残高も依然として高水準にある。今後は、これらの個人の待機資金が本格的にリスク資産に向かうかが注目される。
4. NISAの利用状況については、金融庁から公表されている直近の調査結果は2017年3月末時点のものである。同時点のNISA口座数は1,077万口座・買付額は10兆5,469億円であった。本稿では、このNISAの利用状況について金融機関全体と業態別の分析結果などを示している。そして、今後の注目点としてマイナンバーの告知や、つみたてNISAの開始、金融庁税制改正要望について論じている。

I. 日本銀行統計から見るマイナス金利下での個人金融資産動向

1. 個人金融資産残高の概況

2017年9月20日に公表された日本銀行「資金循環統計 2017年第2四半期(4~6月期)」によると、2017年6月末の個人金融資産残高は1,831兆6,564億円(前期比1.3%増、前年比4.4%増)と過去最高になった¹(図表1)。個人金融資産の51.6%を占める現金・預金が前年から2.6%増加し過去最高になった一方で、株高が進行し保有株式や投資信託の評価額が膨らみ前年からそれぞれ22.5%、15.6%増加したことが、残高全体を押し上げた。なお、投資信託の残高は初めて100兆円の大台に乗った。

図表1 個人金融資産の残高と内訳



(出所) 日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

2. マイナス金利下における個人資金の動き

図表2は、四半期ごとの主な金融資産への個人資金純流入の動きである。足下の特徴は次の通りである。

第一に、現金・預金は資金純流入となった。現金・預金は季節要因の影響を受けやすく、四半期ごとに純流入と純流出を繰り返し、例年第2四半期(4~6月期)は純流入となる。2017年第2四半期は「現金」が純流入、預金は「定期性預金」が純流出したものの「流動性預金」が純流入となり預金全体は純流入となった。その結果、「流動性預金」が預金全体に占める割合は、過去最高となる46.9%に達した。

第二に、債務証券は資金純流出に転じた。債務証券のうち「国債」は、再び資金純流出に転じた。個人が購入できる国債のうち「新窓販国債」は金利低下等のために募集停止が続いているが²、「個人向け国債」はマイナス金利政策下で預金金利が下がる中で、元本と

¹ 今回公表された資金循環統計では、退職給付会計の基礎データを新たに入手したことを踏まえた遡及改訂が行われた。家計部門については年金受給権が改定され、2017年3月末の値は約6.2兆円下方修正された。

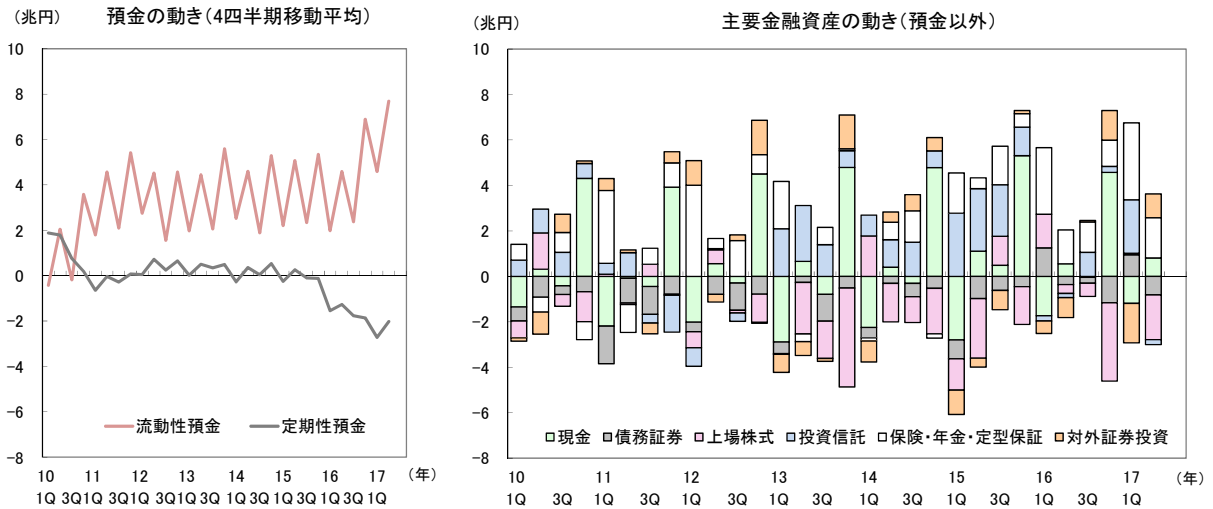
² 2年物は2014年11月債から、5年物は2015年9月から募集が中止されている。10年物は2017年2月から再開されたが、同年9月に募集が再び中止された。

年 0.05%の最低金利が保証される点が注目され人気が高まっていた³（図表 3）。一方で、過去に発行した個人向け国債の償還が続いているため、2017年第2四半期は「国債」から資金純流出になったと見られる。

また、債務証券のうち「事業債」も資金純流出に転じた。これまで事業債は、リスクを抑えつつ相対的に高い利回りを狙う個人資金の受け皿商品となり、その保有残高は増加基調を続けてきたが、2017年第2四半期はこの動きが一旦止まった形となった（図表 4）。

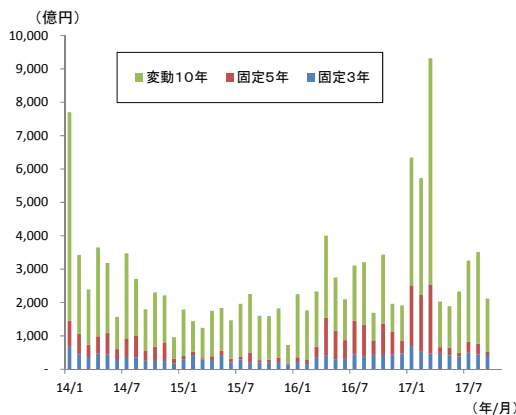
第三に、上場株式は資金純流出に転じた。株式市場における個人の売買代金とシェアは20%前後での推移が続いている（図表 5）。株式売買の差引額を見ると、個人は2017年4

図表 2 主な金融資産への個人資金純流出入（四半期ベース）



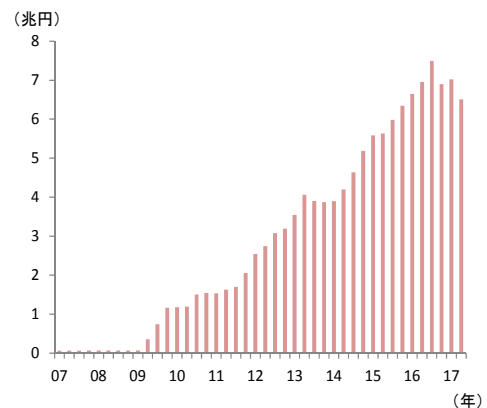
（出所）日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

図表 3 個人向け国債の発行額の推移



（出所）財務省統計より野村資本市場研究所作成

図表 4 個人が保有する事業債残高

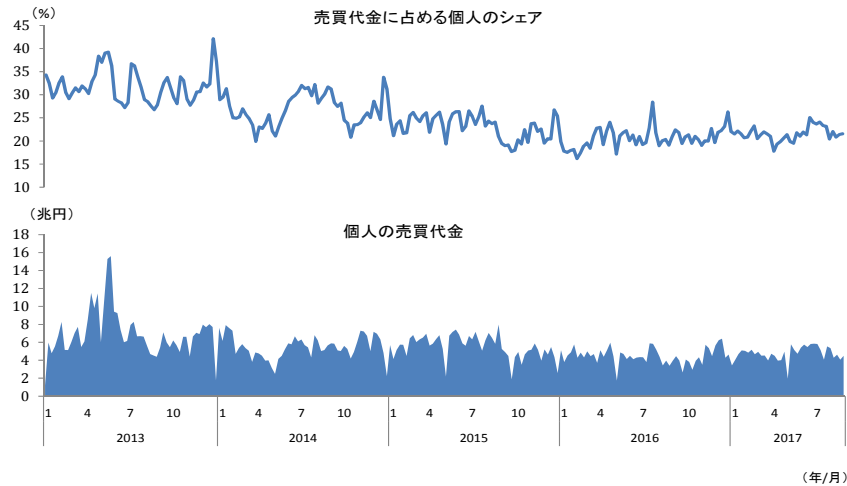


（出所）日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

³ 応募額などに応じて現金を贈呈する販売促進キャンペーンが展開されたことも、個人向け国債の人気を後押ししてきたと見られる。

月から売り越しに転じ、同年4月・5月は市場における最大の売り越し主体となった（図表6）。その後も足元まで個人による売り越しが続いている。なお、財務省は2017年9月11日に日本郵政株式会社株式の第2次売出しを発表、同年9月25日には売出し価格を1,322円に決定したと発表した⁴⁵。売出し株数は9億1,393万7,600株、追加売出し分が7,616万1,500株であり、合計9億9,009万9,100株である。売出し総額は約1.3兆円となる。

図表5 株式市場における個人の売買状況



(注) 1. 二市場（東京・名古屋）一・二部合計。2013年7月第2週までは大阪を含む3市場。
2. 個人のシェアは委託合計額に占める割合。現金と信用取引の合計値である。
(出所) 東京証券取引所統計より野村資本市場研究所作成

図表6 投資部門別の株式売買状況

	個人	法人							海外投資家	証券自己
		投資信託	事業法人	その他法人等	金融機関					
					生保・損保	都銀・地銀等	信託銀行	その他金融機関		
2014年	-36,323	-2,105	11,018	-1,121	-5,038	-1,290	27,848	86	8,527	2,884
2015年	-49,995	2,429	29,632	-2,167	-5,841	-3,094	20,075	2,604	-2,510	15,588
2016年	-31,624	-3,890	22,236	4,671	-5,739	-4,930	32,651	2,619	-36,888	24,125
2017年1月	-3,569	-2,492	46	510	-254	-319	427	71	326	5,571
2017年2月	0.77	-1,646	1,419	320	-350	-728	-1,749	423	-2,567	4,885
2017年3月	3,373	-2,448	886	643	-908	-600	-2,787	455	-10,144	11,219
2017年4月	-5,836	744	773	607	-675	-543	-843	-27	7,556	-1,597
2017年5月	-10,821	-2,692	1,854	535	-637	-973	-1,532	441	11,990	2,843
2017年6月	-3,199	-3,240	2,138	896	-440	-646	2,365	96	-2,397	4,991
2017年7月	-2,622	670	1,146	1,155	-127	-563	2,836	-131	1,295	-3,240
2017年8月	-533	1,517	1,992	344	-103	-392	1,009	219	-7,242	2,932

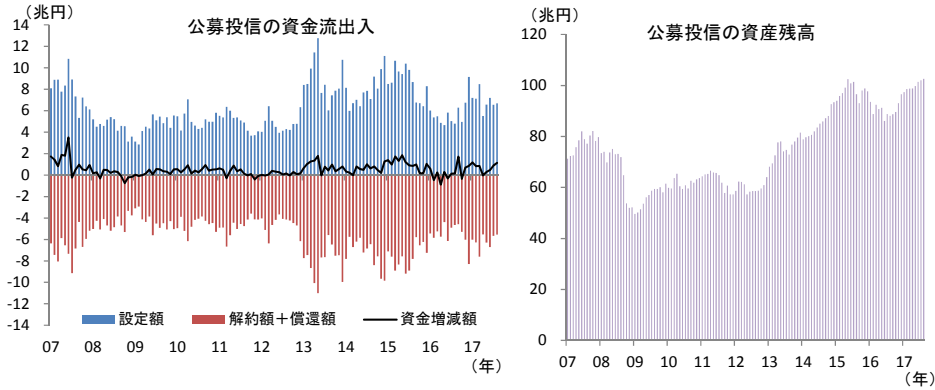
(注) 1. 二市場（東京・名古屋）一・二部合計。2013年7月第2週までは大阪を含む3市場。
2. プラスは買い越し、マイナスは売り越しを示す。
(出所) 東京証券取引所統計より野村資本市場研究所作成

⁴ http://www.mof.go.jp/national_property/list/stocks/uridashi/jp20170911.html

⁵ http://www.mof.go.jp/national_property/list/stocks/uridashi/jp20170925.html

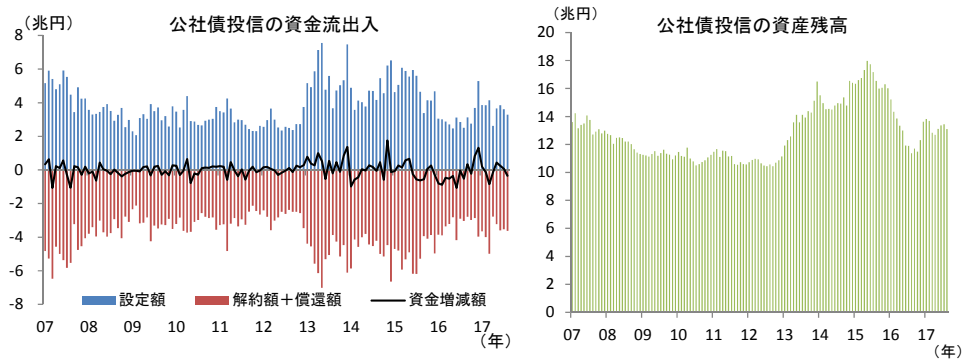
第四に、投資信託は資金純流出に転じた。月次データを公表している投資信託協会統計によると、2017年4～6月は「公募投資信託」全体では資金純流入となり（図表7）、特に「株式投資信託」中心に資金が流入した（図表8、9）。後者は日銀によるETFの買入れの

図表7 公募投資信託への資金流出入と資産残高



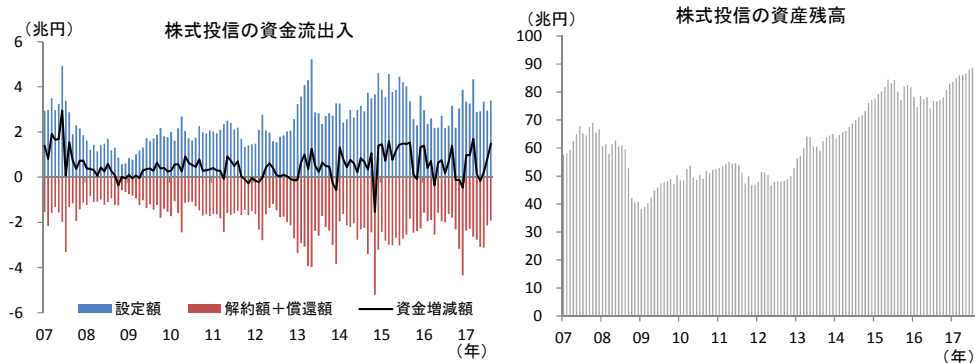
(注) 1. 公募投信は株式投信と公社債投信の合計。
2. 解約額と償還額はマイナス表示。資金増減額は設定額から解約額と償還額を引いたもの。
(出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表8 公社債投資信託への資金流出入と資産残高



(注) 解約額と償還額はマイナス表示。資金増減額は設定額から解約額と償還額を引いたもの。
(出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表9 株式投資信託への資金流出入と資産残高

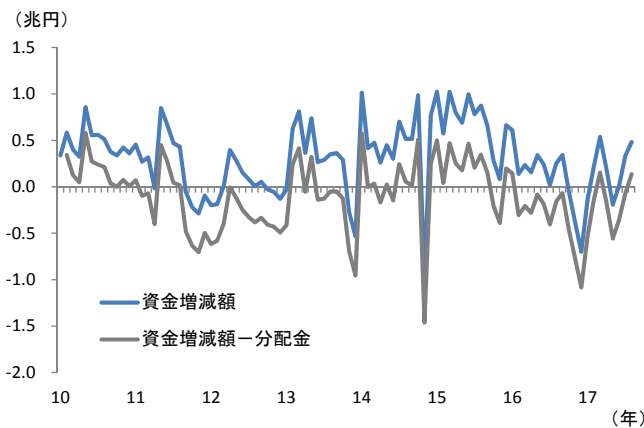


(注) 解約額と償還額はマイナス表示。資金増減額は設定額から解約額と償還額を引いたもの。
(出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

影響も受けていることを考慮し⁶、株式投資信託から ETF を除くと資金純流入額は小さくなり、更に分配金を除けば 2017 年第 2 四半期は資金純流出だったことが確認できる（図表 10）。この指標によると、投資信託の売れ筋上位に毎月分配型の投資信託が並んでいた 2016 年から資金純流出が続いていたことになるが、その後売れ筋商品が変化し、足元の 2017 年 8 月には再び資金純流入に転じている点は注目されよう。

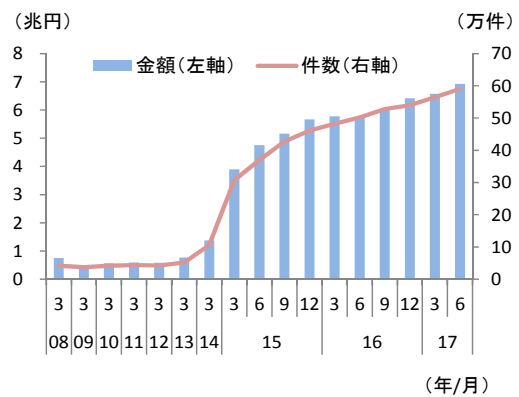
投資信託への資金流入は、ラップ口座や NISA（Ⅱ章で後述）を通じた資金流入も影響する。日本投資顧問業協会統計によると、ラップ口座の件数・金額は 2017 年 6 月末時点で 59 万 0,835 件・6 兆 9,272 億円であり、それぞれ 2017 年 3 月末から 4.6%、5.4%増加した（図表 11）。

図表 10 株式投資信託（除 ETF）への資金流入



（出所）投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表 11 ラップ口座の利用状況



（出所）日本投資顧問業協会統計より野村資本市場研究所作成

投資信託の売れ筋商品については、2017 年第 2 四半期も豪州の高配当株式の投資信託や、ハイイールド債券の投資信託が上位を多く占めた（図表 12）。2016 年まで上位を占めていた海外リート投資信託が同年末以降は分配金を減額する動きが広がったため、これらの投資信託が分配金ニーズの高い個人資金の受け皿になっていると見られる。ただし、資金純増額ランキング上位 10 商品について、毎月分配型投資信託が占める割合を確認すると、2016 年第 2・第 3 四半期は 9 割、同年第 4 四半期は 6 割、2017 年第 1 四半期は 7 割、同年第 2 四半期は 5 割と、次第に低下してきている。一方、2017 年第 2 四半期に資金純増額ランキング上位へ躍進したのが、インドの株式や通貨の投資信託であり、新興国の中でも経済や業績が堅調で成長期待が高く、多くの個人資金を集めたと見られる。この他、国内外債券に投資する投資信託やテクノロジー関連株式に投資する投資信託にも個人資金が集まった。

⁶ 日本銀行による ETF 買入額は、2017 年第 1 四半期は 1 兆 6,351 億円、同第 2 四半期は 1 兆 3,094 億円。

図表 12 投資信託の資金純増額ランキング (2017年1月～2017年7月)

順位	2017年第1四半期(1月～3月)			2017年第2四半期(4月～6月)			(参考)2017年7月		
	ファンド名	投信会社	資金純増額	ファンド名	投信会社	資金純増額	ファンド名	投信会社	資金純増額
1	ヘッジファンドSMTBセレクション(SMA専用)	三井住友TAM	1,840	LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)	レグ・メイソン	1,330	野村インド株投資	野村	410
2	LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)	レグ・メイソン	1,564	野村インド株投資	野村	878	国際アジア・リート・ファンド(通貨選択型)インド・ルビーコース(毎月決算型)	三菱UFJ国際	308
3	フィデリティ・USハイ・イールドファンド	フィデリティ	653	野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド Aコース(為替ヘッジあり 年2回決算型)	野村	790	グローバル・ロボティクス株式ファンド(年2回決算型)	日興	307
4	みずほUSハイ・イールドオープンBコース(為替ヘッジなし)	アセマネOne	510	フィデリティ・USハイ・イールドファンド	フィデリティ	679	キャピタル・ニューワールド・ファンド Bコース(為替ヘッジなし)	キャピタル	258
5	ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド(毎月決算型)	ニッセイ	432	ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Bコース(為替ヘッジなし)	大和	613	野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド Aコース(為替ヘッジあり 年2回決算型)	野村	247
6	東京海上・円資産バランスファンド(毎月決算型)	東京海上	391	国際アジア・リート・ファンド(通貨選択型)インド・ルビーコース(毎月決算型)	三菱UFJ国際	596	ひふみプラス	レオス・キャピタルワークス	244
7	ニッセイグローバル好配当株式プラス(毎月決算型)	ニッセイ	373	ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド(毎月決算型)	ニッセイ	552	ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)	野村	205
8	通貨選択型リート・ファンド(毎月分配型) ブラジルリアルコース	アセマネOne	366	ダイワ・グローバルIoT関連株ファンド—AI新時代—(為替ヘッジなし)	大和	539	LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)	レグ・メイソン	191
9	GSグローバル・ビッグデータ投資戦略 Bコース(為替ヘッジなし)	ゴールドマン	343	グローバル・フィンテック株式ファンド	日興	511	ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Bコース(為替ヘッジなし)	大和	183
10	ファンド・マネージャー(国内債券)	三菱UFJ国際	329	ひふみプラス	レオス・キャピタルワークス	507	JPMベスト・インカム(毎月決算型)	JPモルガン	183

(注) 1. 対象は追加型投信で、該当月に新規設定した投信や償還された投信、上場投信は除外されている。

2. 資金純増額の単位は億円。

(出所) R&I『ファンド情報』より野村資本市場研究所作成

第五に、保険・年金・定型保証は資金純流入が続いた。このうち「生命保険」は資金純流入が続いた一方、「年金保険」は資金純流出が続いた。「年金受給権」については2017年第1四半期の値が大きく上方修正され、同年第2四半期も資金純流入となった。「その他年金」に含まれる「国民年金基金の信託関係部分」について、家計の持ち分と判明した時点で家計に計上したため上方修正されたとのことである。

第六に、外国資産は、外貨預金も対外証券投資も資金純流入に転じた。2017年6月末時点で個人が保有する外貨建資産残高(外貨建投資信託、外貨建対外証券投資、外貨預金の合計)は53兆円、個人金融資産に占める割合は2.9%であり、近年ではこの割合はほぼ横ばいである。

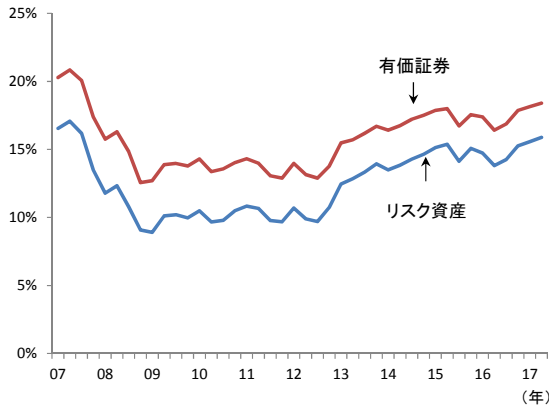
3. 総括と今後の注目点

このようにマイナス金利が長期化する中で、個人資金は市場に残された利回りを求めて流入先を多様化させている。2017年第2四半期は、個人資金にとって有利な選択肢が次第に限られる中で、資金の一部はリスクを抑えつつ利回りを確保するために、生命保険や外貨預金、対外証券投資などに向かった。一方、株式や投資信託からは個人資金は純流出したが、株価上昇効果もあり、これらのリスク資産が個人金融資産に占める割合は2017年6月末では15.9%に上昇した。ただしこの割合は、リーマンショック前の2007年6月末(17.1%)を依然として下回っており、流れが加速するまでには至っていない(図表13)。

2017年第2四半期も、現預金の増加が中心となり個人金融資産残高が押し上げられたわけだが、個人資金は必ずしも低い預金金利に満足しているわけではない。個人が保有する現金・預金の動きを見ると、「定期性預金」が減少する一方「流動性預金と現金」が増加し、2016年末には両者が逆転し「流動性預金と現金」が「定期性預金」を上回るようになった（図表14）。そのため、長期にわたり預金に固定させておきたいと考える個人資金の割合は、以前に比べて低下している。

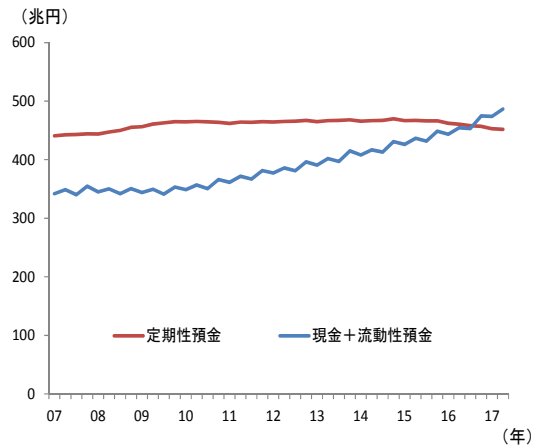
むしろ、期待リターンに見合う投資先が現れるまで、動かしやすい形で待機させておきたいと考える個人資金が積み上がっていると考えるべきだろう。「流動性預金と現金」が個人金融資産に占める割合は26.6%と過去最高水準に達した（図表15）。また、MRFの残高も2017年8月末は12.3兆円であり、依然として高水準にある（図表16）。

図表13 個人金融資産に占めるリスク資産割合



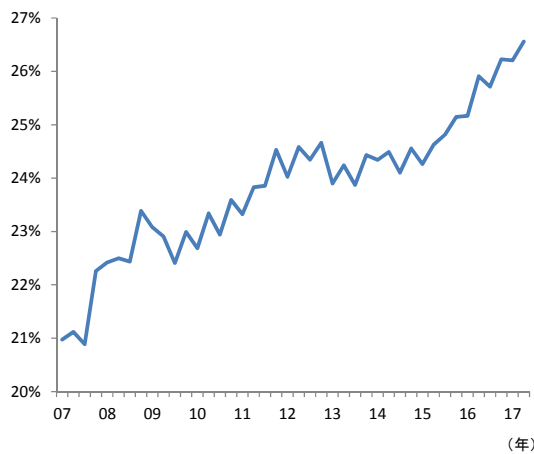
(注) リスク資産は株式・出資金と投資信託の合計。
(出所) 日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

図表14 定期性預金と現金+流動性預金



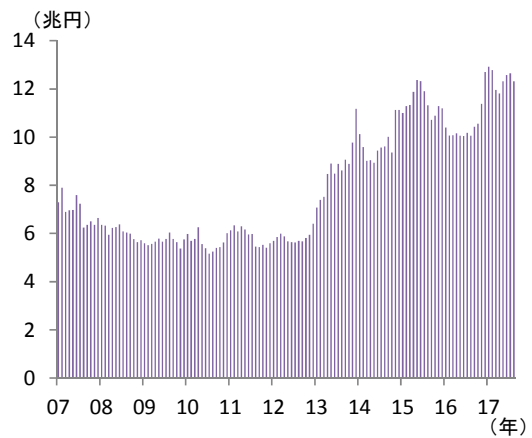
(出所) 日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

図表15 個人金融資産に占める流動性割合



(注) 流動性は現金と流動性預金の合計。
(出所) 日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

図表16 MRFの残高



(出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

今後のポイントは、これらの個人の待機資金が本格的にリスク資産に向かうかである。そのためには、相場が安定的に上昇を続ける良好な投資環境（それがもたらす投資の成功体験）に加えて、個人資金の動きをサポートするような環境を様々な角度から整えていくことが大事であろう。例えば、資産形成制度の改善、効果的・実地的な投資教育、フィンテックの活用等により投資を実践しやすくすること等が考えられよう。

Ⅱ. NISA の利用状況と注目点

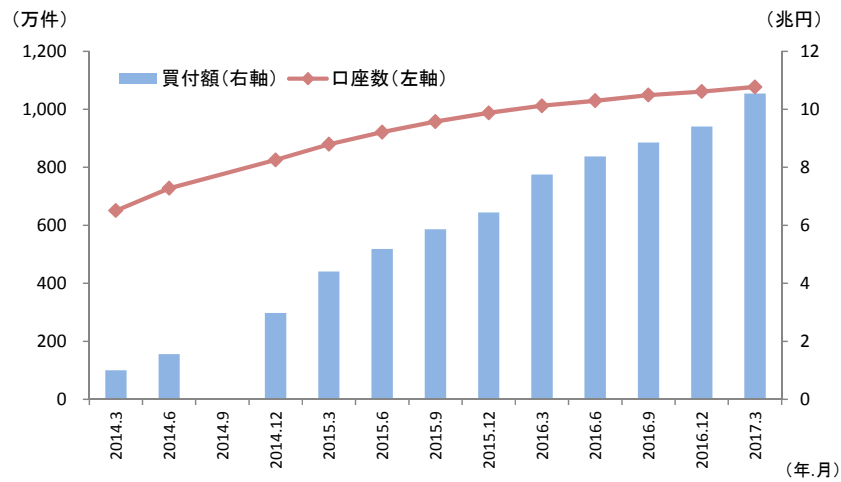
1. 金融機関全体における NISA の利用状況

次に、NISA の利用状況を確認する。本稿執筆時点での直近の統計は、2017 年 7 月 7 日に金融庁から公表された「NISA 口座の利用状況調査（2017 年 3 月末時点）」である⁷。主なポイントは以下の通りである。

1) 2017 年 3 月末時点の NISA 口座数は 1,077 万口座、買付額は 10 兆 5,469 億円

2017 年 3 月末時点の NISA 口座数は 1,077 万口座、買付額は 10 兆 5,469 億円であり、2016 年 12 月末からそれぞれ 1.5%、12.1%増加した（図表 17）。NISA の普及率は、対象人口の 10%に達している。

図表 17 NISA の利用状況



- (注) 1. 口座数はこれまでに開設された総口座数から金融機関変更に伴う変更前口座・廃止口座等の数を差し引いたもの。
 2. 買付額は 2014 年から 2017 年の利用枠で買付があった金額の合計。買付時の時価により算出。
 3. 2014 年 9 月末の利用状況は公表されていない。

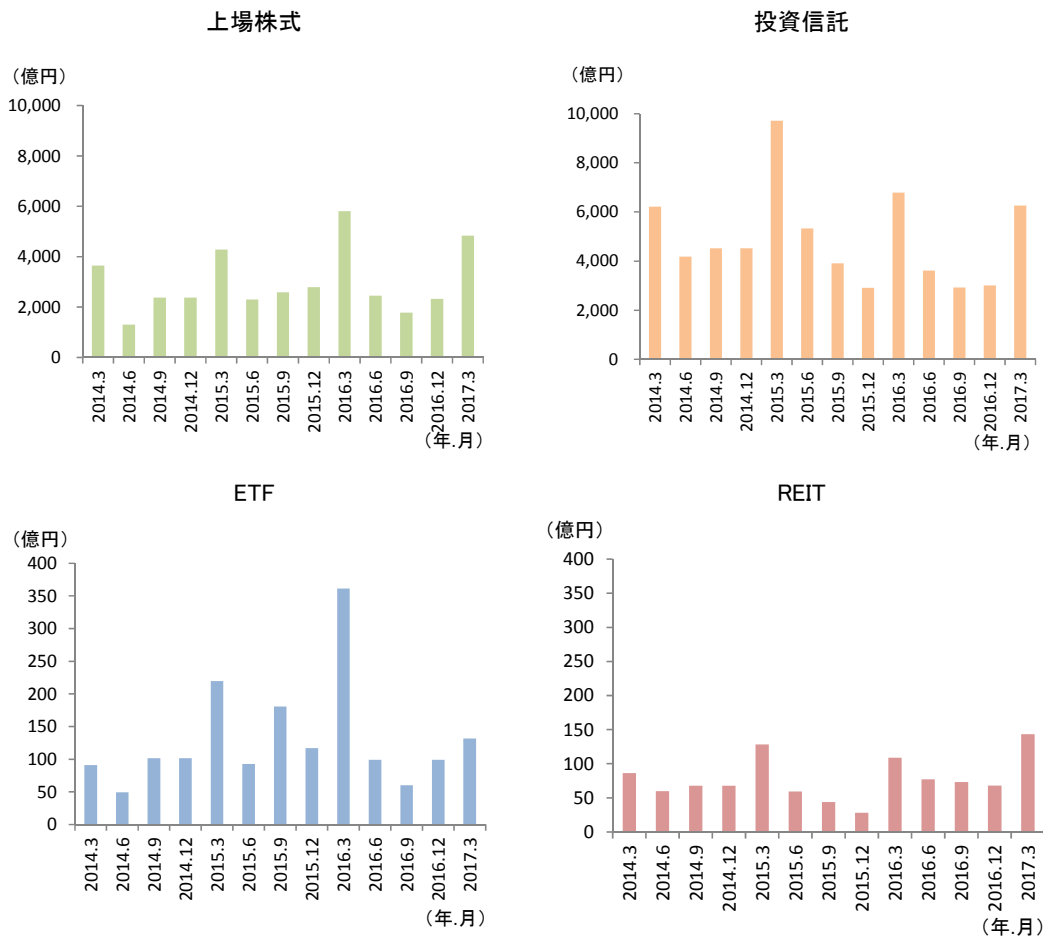
(出所) 金融庁資料より野村資本市場研究所作成

⁷ 詳細は <http://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/datacollection/index.html> 参照。

2) 商品別の利用状況：投資信託を中心に資金が流入

買付額の商品別内訳は、上場株式が3兆8,855億円（構成比36.8%）、投資信託が6兆3,900億円（同60.6%）、ETFが1,704億円（同1.6%）、REITが1,011億円（同1.0%）であり、投資信託が最も多い資金流入先である。四半期ベースで見ても、投資信託は常に最も多い資金流入先である（図表18）。

図表18 商品別のNISA買付額(四半期ベース)



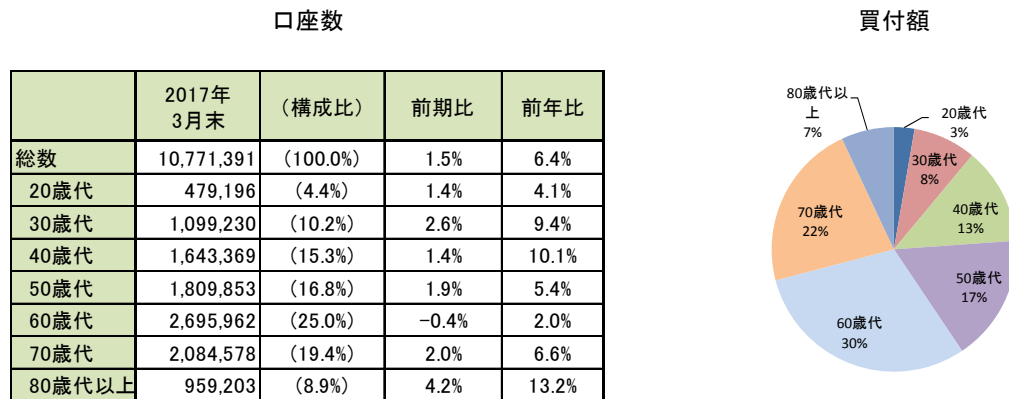
(注) 2014年9月末の買付額は公表されていないため、2014年9月及び12月の値は、いずれも2014年7～12月の買付額の半額としている。

(出所) 金融庁資料より野村資本市場研究所作成

3) 年齢階層別の利用状況：60歳代以上が過半、口座数は80歳代以上と30歳代が増加

2017年3月末時点の年齢階層別のNISA口座数は60歳代が最も多く、60歳代以上が口座数全体の53%を占める（図表19）。2016年12月末時点と比べると、80歳代以上と30歳代の口座数の増加率が大きい一方、60歳代の口座数が初めて減少した。また、年齢階層別の買付額は60歳代が最も多く、60歳代以上が買付額全体の59%を占める。

図表 19 年齢階層別の NISA 利用状況 (2017 年 3 月末)



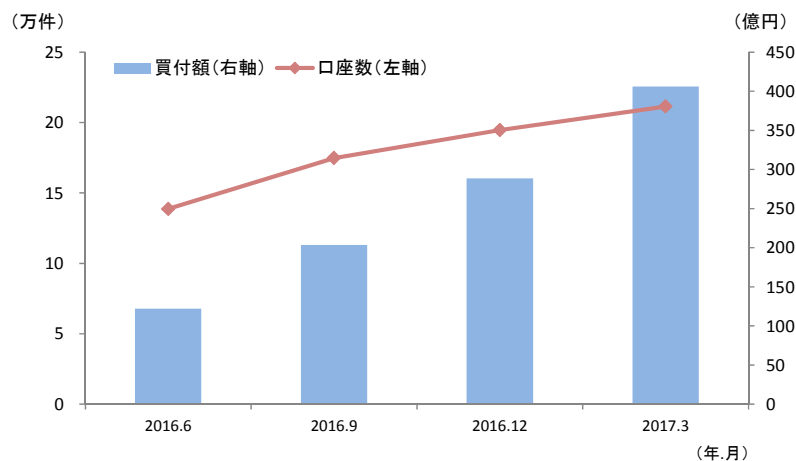
(出所) 金融庁資料より野村資本市場研究所作成

4) 2017年3月末時点のジュニア NISA 口座数は 21 万口座、買付額は 406 億円

ジュニア NISA は、2016 年 1 月から口座開設の受付が開始され、2016 年 4 月から金融商品の買付ができるようになった。ジュニア NISA の口座数は、2017 年 3 月末時点で 21 万口座、買付額は 406 億円である (図表 20)。口座の年齢別内訳を見ると、制度を利用できるどの年齢でも口座が開設されているが、中でも 12 歳から 17 歳までの口座数は他の年齢に比べるとやや多い。

また、買付額の商品別内訳は、上場株式が 163 億円 (構成比 40.0%)、投資信託が 228 億円 (同 56.3%)、ETF が 10 億円 (同 2.5%)、REIT が 5 億円 (同 1.2%) であり、投資信託が最も多い資金流入先だが、NISA に比べると上場株式の割合がやや多くなっている。

図表 20 ジュニア NISA 口座の利用状況



(注) 1. 口座数はこれまでに開設された総口座数から廃止口座数等の数を差し引いたもの。

2. 買付額は 2016 年及び 2017 年の利用枠で買付があった金額の合計。買付時の時価により算出。

(出所) 金融庁資料より野村資本市場研究所作成

2. 業態別の NISA の利用状況

1) NISA 口座数と買付額全体の約 6 割を証券会社が占める

前述の金融庁の調査結果と日本証券業協会の調査結果⁸を用いて、2017 年 3 月末時点の業態別の NISA の利用状況を計算した。

2017 年 3 月末時点の NISA 口座数は、証券会社が 636 万口座（構成比 59.1%）、銀行等が 441 万口座（同 40.9%）であり、買付額は、証券会社が 6 兆 7,137 億円（63.7%）、銀行等が 3 兆 8,333 億円（36.3%）である（図表 21）。前期（2016 年 12 月末時点）と比べると、増加率は口座数では銀行等が、買付額では証券会社の方が大きい。

図表 21 業態別の NISA の利用状況概要(2017 年 3 月末)

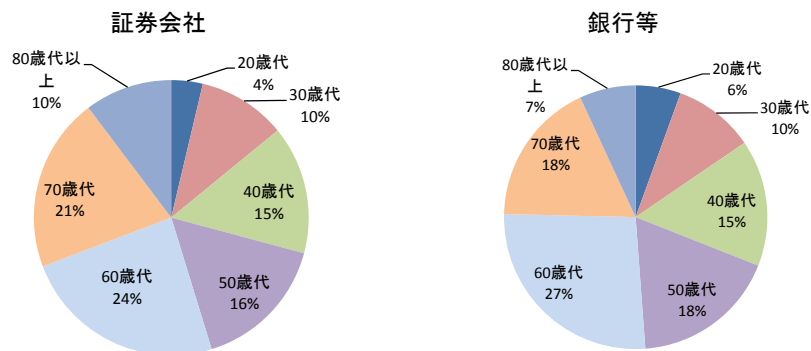
		2017年3月末	前期比	前年比
口座数	金融機関全体	10,771,391 (100.0%)	1.5%	6.4%
	証券会社	6,362,393 (59.1%)	1.4%	5.3%
	銀行等	4,408,998 (40.9%)	1.7%	8.1%
買付額	金融機関全体	105,470億円 (100.0%)	12.1%	36.1%
	証券会社	67,137億円 (63.7%)	12.6%	37.6%
	銀行等	38,333億円 (36.3%)	11.1%	33.5%

- (注) 1. 口座数は、各時点で投資可能な勘定が設定されている口座数。
 2. 買付額は、それまでの年の利用枠で買付があった金額の合計。なお、日本証券業協会の調査結果では、買付額は億円単位での公表になっている。
 3. 括弧内は、金融機関全体における構成比率。
 (出所) 金融庁及び日本証券業協会資料より野村資本市場研究所作成

2) 両業態とも 60 歳以上の口座が過半を占めるが、資産形成層の割合は銀行等が大きい

2017 年 3 月末時点の NISA 口座の年齢階層別割合を見ると、両業態とも 60 歳以上の口座が過半を占める。資産形成層（20 歳代～50 歳代）の割合は、証券会社では 45%、銀行等では 49%であり、銀行等の方がやや大きくなっている（図表 22）。

図表 22 業態別の NISA 口座の年齢階層別割合(2017 年 3 月末)



(出所) 金融庁及び日本証券業協会資料より野村資本市場研究所作成

⁸ 詳細は <http://www.jsda.or.jp/shiryo/chousa/nisajoukyou.html> 参照。

3. 今後の注目点：マイナンバー、つみたて NISA、金融庁税制改正要望

1) マイナンバーの告知

今後の NISA を考える上では、マイナンバーの告知状況も注目される。NISA 口座の保有者が 2018 年以降も NISA 口座で買付け・買増しをするには、金融機関へのマイナンバーの告知等の手続きが必要になる。2017 年 9 月 30 日までであればマイナンバーの告知だけだが、同年 10 月 1 日以降はマイナンバーの告知に加えて、「非課税適用確認書の交付申請書」を金融機関に提出する必要がある。

マイナンバーの告知手続きがない場合でも、NISA 口座は失効しない。口座内で既に保有している金融商品は、引き続き非課税で保有でき、売却も自由である。

しかし、2018 年以後の年分の NISA 口座は利用できないことになる。マイナンバーを巡っては、資産を国に把握される抵抗感など制度への不安や不信感から、告知に難色を示す顧客も一定数存在すると見られる。そのため、マイナンバーの告知が進まない場合には、投資可能な勘定が設定されている NISA 口座数が大きく減少する可能性もある。

なお、マイナンバーについては、証券口座保有者は 2018 年末までに告知が義務付けられているが、提出率はまだ低い。そのため、日本証券業協会では 2018 年度税制改正要望において、2018 年末までにマイナンバーを告知した人に対しては、税制上の優遇措置（例えば、①上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間について 7 年程度に延長するとともに、デリバティブ取引損益について上場株式等の利子・配当等及び譲渡損益との損益通算を可能にすること、②2017 年分から 2019 年分の確定申告の際に、一度限り一定額の所得税額の特別控除を認めること等）を認めるよう求めている。

2) つみたて NISA の開始

2018 年 1 月からは新たに「つみたて NISA」が始まる。つみたて NISA の概要は図表 23 の通りであり、口座開設は 2017 年 10 月から、投資開始は 2018 年 1 月からとなる。現行 NISA とつみたて NISA は選択制のため、2018 年 1 月から「つみたて NISA」を利用する場合は、2018 年以後も現行の NISA を利用するための手続きを取ったうえで、2017 年 12 月末までに非課税口座異動届出書を金融機関に提出する必要がある。

つみたて NISA の対象商品は、長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託である。金融機関は当該要件を満たす具体的な商品を、金融庁に届け出る必要がある。つみたて NISA 商品の正式な届出日は 2017 年 10 月 2 日であり、金融庁ウェブサイトに公表される。ちなみに、2017 年 7 月末までに金融庁に相談があった商品のうち、制度要件を満たす対象商品は 120 本であった。内訳は公募投信 114 本・ETF6 本であり、前者の公募投信については、従来より要件を満たしていた既存の商品 41 本、新たに組成された商品 38 本、DC 専用から一般販売へ転用される商品 19 本、手数料引下げなど商品性を見直した商品 16 本である。投資スタイル別には、アクティブ運用商品は 15 本にとどまった。

図表 23 つみたて NISA の概要

非課税投資枠等	年間投資上限額:40万円、非課税保有期間:20年間、投資可能期間:平成30年~49年(20年間の時限)
投資対象商品	公募株式投資信託の場合、以下の要件をすべて満たすもの ○ 販売手数料はゼロ(ノーロード) ○ 信託報酬は一定水準以下(例:国内株のインデックス投信の場合0.5%以下)に限定 ○ 顧客一人ひとりに対して、その顧客が過去1年間に負担した信託報酬の概算金額を通知すること ○ 信託契約期間が無期限又は20年以上であること ○ 分配頻度が毎月でないこと ○ ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと
投資方法	契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付け
現行NISAとの関係	一般NISAと選択して適用可能
受付・購入	買付開始:平成30年1月1日(受付開始:平成29年10月1日)

(出所) 金融庁「平成30年度税制改正要望項目」(平成29年8月) P9

3) 金融庁の平成30年度税制改正要望

2017年8月31日に公表された、平成30年度税制改正要望において、金融庁ではNISAについては次の二点を求めている(図表24)。

第一に、NISAの利便性向上である。具体的には、①NISA(一般NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA)の口座開設申込時に、即日で買付けを可能とすること、②非課税期間終了時に、特段の手続きなく特定口座へ移管されるものとする、等を要望している。

特に①については、現行制度の下では口座開設以降、一度も買付けが行われない口座が相当数にのぼり(証券会社における非稼働口座の割合は2017年3月末時点で39%)、稼働率の向上が課題となっていると指摘、その理由の一つとして、投資家がNISA口座の開設を申し込んでも当日には買付けができず、2回目の来店までに買付け意欲を失い、買付けが行われないことを挙げている。また、NISA口座の保有者は、2018年1月以降に買付け・買増しをするにはマイナンバーを金融機関へ告知する必要がある。告知を2018年以降に行う場合は、二重口座でないことの確認手続きが完了するまで、買付け・買増しを待つ必要が生じてしまうが、この要望が実現すれば待つ必要がなくなることも指摘している。

第二に、NISAの恒久化である。これは、金融庁が平成29年度改正からの継続要望であり、平成25年度改正でも要望した経緯がある。

また、NISA以外の税制改正要望として、金融庁では「上場株式等の相続税に係る見直し」も求めている。これは、高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する観点から、相続税に係る見直しを行うことを求めるもので、平成28年度からの継続要望である。家計の有価証券の保有状況を世代別に推定すると、70代以上が4割を占めている。今後は高齢化が急速に進展することが見込まれる中で、この見直しの意義は大きいと考えられる。

図表 24 平成 30 年度税制改正要望における主な要望項目（金融庁）

<p>1. 家計の安定的な資産形成の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ NISA 等の利便性向上・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>NISA の利便性向上</u> ・特定口座の利便性向上 ・<u>NISA の恒久化</u> ◆ 公募投資信託等の内外二重課税の調整 ◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大) <p>2. 金融のグローバル化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 外国子会社合算税制(GFC 税制)に係る所要の措置 ◆ 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長 <p>3. その他の重要項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 生命保険料控除制度の拡充 ◆ <u>上場株式等の相続税に係る見直し</u>
--

(出所) 金融庁「平成 30 年度税制改正要望項目」(平成 29 年 8 月) P1、下線は野村資本市場研究所

これらの要望は政府内部で折衝が進められ、その結論は年末頃に予定されている平成 30 年度税制改正大綱で公表されることになる。今後の議論の行方が注目される。